

平成28年10月1日から

「乳幼児・子ども医療費支給制度」が 「子ども医療費支給制度」に 変わります。

- 医療機関ごとにかかる自己負担限度額が変わります。
- 0歳から18歳までのお子様で、すでに「乳幼児医療証」および「子ども医療証」をお持ちの方には、新しい「子ども医療証」を発行いたします。(平成28年9月中に郵送)



旧

平成28年9月30日まで		
乳幼児・子ども医療費支給制度	外 来	入 院
3歳未満	自己負担なし	
3歳以上 小学校就学前まで	1医療機関につき、 1月あたり 600円まで	1医療機関につき、 1日あたり500円 ただし、月の上限は 3,500円
小学1年生から 6年生まで	1医療機関につき、 1月あたり 1,500円まで	1医療機関につき、 1日あたり500円 ただし、月の上限は 10,000円
中学校就学後から 18歳まで		

新

平成28年10月1日から		
子ども医療費支給制度	外 来	入 院
3歳未満	自己負担なし	
3歳以上 小学校就学前まで	1医療機関につき、 1月あたり 800円 まで	1医療機関につき、 1日あたり500円 ただし、月の上限は 3,500円
小学1年生から 6年生まで	1医療機関につき、 1月あたり 1,200円 まで	1医療機関につき、 1日あたり500円 ただし、月の上限は 3,500円
中学校就学後から 18歳まで		

※ひとり親家庭等医療、重度障害者医療の対象者、生活保護の受給者は対象となりません。

小学校就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。

中学校就学後とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日からです。

18歳とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までです。

【お問い合わせは】

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係 電話 092-942-1111 (内線 212)